

広情個審第58号
平成31年1月7日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報不訂正決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年5月14日付け広市教総第13号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第41号関係）

答申書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

【請問事案】

平成27年5月14日付け広市教総第13号の請問事案（請問第41号事案）

平成27年3月30日付けの保有個人情報訂正請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年4月24日付け広市教総第6号で行った保有個人情報不訂正決定通知に対する同月27日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報訂正請求に対し、これを不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立て人（以下「申立て人」という。）の異議申立て書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立て人が行った「意見書」の訂正請求に対し、実施機関が行った不訂正決定について、速やかに訂正請求に応じよというものである。

(2) 異議申立ての理由

措置請求に対する意見であるから訂正しないと通知書に理由が書かれているが、この意見は措置請求と無関係な実施機関の被害妄想による意見である。まったく不要な意見である。

申立て人の主張「本件各訴訟は弁護士を2人も選任して追行しなければ本市が勝訴できないような内容ではないこと」は広島市・実施機関さえも認めている。であるのに弁護士2人を選任すれば、申立て人が弁護士1人であれば費用が抑えられると考え、弁護士費用について適切かどうか疑問を抱いて当然である。これが法律事務所への支払であれば、措置請求を起こすことはない。受任した事件で弁護士何人使おうが法律事務所の勝手である。報酬を弁護士単位で支払うため、疑惑が生じている。申立て人が2人より1人のほうが安いと考えることに不合理な点はない。

弁護士費用と無関係な「そもそも、本市に対する訴えを提起した請求人が、その相手方である本

市の訴訟態様が不当であると批判すること」との指摘は拡大解釈で明らかに事実に反している。申立人は費用面以外になんら広島市の訴訟態様が不当との主張は措置請求で行っていない。訴訟代理人を立てること自体にはなんら批判はしていない。弁護士の費用を最小限に抑える必要があると主張しているだけだ。選任された弁護士については何ら瑕疵がないとまで述べている。

そもそも、監査はあくまでも公金の支出についてのみ適否を判断する場であるから、それ以外について憶測で意見を述べること自体不適切である。

また、意見の中に事実誤認がある。

「被告ないし被控訴人である本市の訴訟行為を不当に侵害することにつながり、その防御方法を制約するおそれすらある」について、すべての訴訟は敗訴判決が確定しており、訴訟行為の制約の恐れはまったくない。

「不法行為（最三判昭63.1.26民集42巻1号1ページ参照）に当たることを自認しているともいえる。」と最高裁判所の判例を挙げ、申立人の行為を不法行為であるかのように書いているが、この判例は「上告人Yのした前訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとはいえず、したがって、被上告人Xに対する違法な行為であるとはいえないから、被上告人Xに対する不法行為になるものではないというべきである。」と提訴は不法行為ではないという判例である。

以上より、「意見書」のまとめの部分は、措置請求と無関係であり、単に申立人を侮辱するために、事実に反する前提や例示などによって作成されたものである。これについて訂正する必要がある。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

訂正請求については、条例第22条第1項の規定により、「何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正の請求をすることができる。」とされている。

ここでいう「事実」とは、氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、数量等、客観的に判断することができる事項をいうとされている。

申立人が訂正請求の対象としている「意見書」は、申立人が平成27年1月13日付で広島市監査委員に提出した広島市職員措置請求書に対し、これを受理した広島市監査委員から提出を求められて作成したものであり、当該意見書の内容は、当該広島市職員措置請求書に対する広島市教育委員会の「意見」であって、客観的に判断することができる事項には該当しないものである。

したがって、訂正請求の対象となる「事実」には該当しないものであり、訂正しない旨の決定を行ったものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

条例第22条第1項は、「何人も、実施機関に対し、開示（…）を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（…）の請求をすることができる。」と規定している。ここでいう「事実」とは、氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、数量等、客観的に判断することができる事項をいう。

申立人の訂正請求の対象は、「実施機関の意見」である。「実施機関の意見」は、客観的に判断することができる事項には該当せず、条例第22条第1項の規定に基づく訂正請求の対象とはならないと解される。

したがって、実施機関が不訂正とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 5. 14	広市教総第13号の諮問を受理（諮問第41号で受理）
30. 10. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 11. 1 (第2回審査会)	第2部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授